

# 船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例の改正あたり設置予定の指定 喫煙所についての要望書

令和3年（2021年）4月26日

船橋市長 松戸 徹様

「タバコ問題を考える会・千葉（略称 TMKC）」  
代表世話人 紅谷 歩 野田市山崎 2701-1-301  
副代表 利根川 豊子 船橋市大穴北 3-13-10

船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例の改正にあたり JR 船橋駅北口に設置予定の指定喫煙所について、下記事項を要望致します。つきましては、要望書を受けた対応につきまして、5月14日（金）までに書面でご回答頂きますようお願い致します。

回答の提出先：メール：[info@tmkc.org](mailto:info@tmkc.org)、 郵送：〒278-0022 野田市山崎 2701-1-301

## 記

- 1、 JR 船橋駅北口に設置する指定喫煙所において実施予定の実証実験を中止して下さい。
- 2、 JR 船橋駅北口に設置する指定喫煙所について、設置場所と設置方法について再検討して下さい。

## 理由

- 1、 JR 船橋駅北口に指定喫煙所を設置するにあたり、設置業者の選定・設置方法に公平さを欠いています。喫煙所の設置場所を検討する段階で船橋市が日本たばこ産業（以下、JT）に相談をして以来、最終的に喫煙場所や設置方法等が決定するまで全て JT のみと相談して事業内容を決定し、喫煙所の設置にあたっては公募などによる公平な事業者の選定を行っていません。
- 2、 喫煙所の設置場所・設置方法・設置運営コストについて十分な検討がなされていません。今回の実証実験は船橋市の所有する土地において事業を実施する事となっていますが、他の自治体においては民間の土地に喫煙所を設置する事で低コストで、望まない受動喫煙被害がより少ない、公平性を保った事業が行われています。今回の JR 船橋駅北口における指定喫煙所の設置にあたっては実証実験という形で駅前の市の所有地に喫煙所を設置する事のみが検討されていますが、設置が予定されている場所は子どもや妊婦を含む多くの市民が通行する場所で、受動喫煙による健康被害が懸念されます。より低コストで、市民の健康に配慮した、実効性のある喫煙所を、公平な形で設置できるよう、設置場所・設置方法を再検討して下さい。
- 3、 日本たばこ産業（以下、JT）の協力を得て実施する今回の事業（実証実験）は、結果的に「喫煙を推進する」事業となり、また、JT にとっては「社会的責任」称した広告戦略となり、たばこ規制枠組み条約の第5条3項のガイドラインに抵触した、条約の理念に反した事業となる可能性があります。

以上